

用語解説

用 語	説 明	関連用語
あ 依存財源	収入の源泉を国・都に依存し、その額と内容が国・都の基準に基づくもの。主なものは、地方譲与税、地方交付税、国・都支出金、市債。	市債(地方債) 自主財源 地方譲与税
一般会計	地方公共団体の行政運営の基本的な経費が計上される会計。歳出予算は、地方自治法施行規則に基づき、議会費、総務費、民生費など14の区分(「款」という)で構成されている。 なお、広範多岐にわたる行政の活動に対し、より合理的な方法で経理を行うため、地方公共団体の会計は、一般会計と特別会計に区別される。	公営企業会計 特別会計 普通会計
一般財源	用途が限定されず、どのような経費にも使用できる財源。主なものは、市税、地方譲与税、利子割交付金、地方消費税交付金、地方交付税。	地方譲与税 特定財源
か 基準財政収入額	普通交付税の算定に用いるもので、各地方公共団体の財政力を合理的に測定するために、法定普通税を主体として、当該地方公共団体の標準的な税収入の一定割合により算定した額。実際の収入実績ではなく、客観的なあるべき一般財源収入額としての性格を有し、財政力指数や標準税収入額等の算定にも活用される。	財政力指数 地方交付税 標準税収入額
基準財政需要額	普通交付税の算定に用いるもので、各地方公共団体が標準的な行政を合理的水準で実施したときに必要とされる財政需要を一定の方法により算定した額。 基準財政需要額(円) = 単位費用 × 測定単位の数値 × 補正係数 により算定する。これは実際に必要とする経費の額を算定するものでなく、客観的にあるべき財政需要額を算定するもので、主に義務的性格の強い経費や普遍性の高い経費を算定の対象としている。	財政力指数 実質公債費比率 地方交付税
義務的経費	地方公共団体の歳出のうち、その支出が義務付けられ、任意に削減できない硬直性が強い経費。職員給与等の人件費、生活保護費や障害者自立支援給付等の扶助費及び市債の元利償還金である公債費からなっている。	経常収支比率 公債費 扶助費
行政コスト計算書 (損益計算書)	財務諸表の一つで、1年間の行政活動に伴い発生した費用と収入を表したもの。	減価償却 財務諸表 純資産変動計算書
繰越明許費	歳出予算の経費のうち、その性質上又は歳入歳出予算成立後の理由により、当該年度内に支出が終わらない見込みがあるものについて、予算の定めるところにより翌年度に限り繰り越して使用することができる経費。歳入歳出予算とともに予算の一部を構成する。	債務負担行為 実質収支
形式収支	歳入決算額から歳出決算額を単純に差し引いたもの。当該年度に収入された現金と、支出された現金の差額を表している。	実質収支
経常収支比率	地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標で、市税、普通交付税などを中心とする毎年度経常的に収入される一般財源(経常一般財源)及び臨時財政対策債発行額に対し、人件費、扶助費、公債費のように毎年度継続的に支出される経費(経常的経費)に充当された一般財源の額が占める割合。 経常収支比率(%) = 経常経費充当一般財源 / (経常一般財源 + 臨時財政対策債発行額) × 100 により算出する。この指数が低いほど財政構造に弾力性があるとされ、財政運営の自由度が高いことを示す。	義務的経費 公債費 臨時財政対策債
減価償却	固定資産について、その使用に伴って生じる資産価値の減少分を費用として計上する手続き。	行政コスト計算書
減債基金	満期一括償還の市債など、将来の償還財源を計画的に確保するための資金を積み立てる基金。	公債費 市債(地方債)
公営企業会計	下水道事業、駐車場事業など当該事業を行うことによって得られる収入で当該事業の経費を賄っていく独立採算を原則とした会計。公営企業には、地方公営企業法を適用する法適用企業と地方公営企業法を適用せず普通会計と同様の会計方式で経理される法非適用企業がある。	資金不足比率 特別会計 普通会計

用 語	説 明	関連用語
か 公債費	市が借り入れた市債の元金及び利子の償還費。	義務的経費 減債基金 公債費負担比率 市債(地方債) 実質公債費比率
公債費負担比率	地方公共団体における公債費の財政負担の度合いを判断する指標の一つで、公債費に充当された一般財源の一般財源総額に対する割合。	公債費 実質公債費比率
固定資産台帳	地方公共団体の保有している全ての固定資産(庁舎、道路、学校、下水道施設等)をその取得から除却・売却等の処分に至るまで、その経緯を個々の資産ごとに管理するための帳簿で、取得価額、耐用年数等のデータを記載したもの。	減価償却
さ 財政調整基金	地方公共団体における年度間の財源の不均衡を調整するための資金を積み立てる基金。	実質単年度収支
財政力指数	地方公共団体の財政力を示す指数で、 財政力指数 = 基準財政収入額 / 基準財政需要額 により算出され、通常、直近3か年の平均値が用いられる。この指数が大きいほど財源に余裕があるものとされ、1を超える地方公共団体に普通交付税は交付されない。	基準財政収入額 基準財政需要額 地方交付税
財務諸表	貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書の4つの表で構成される書類。	行政コスト計算書 資金収支計算書 純資産変動計算書 貸借対照表
債務負担行為	数年度にわたる工事、業務委託、土地の購入等による翌年度以降の経費支出や、災害り災者への資金融資に対する債務保証のように一定の事実が発生したときに支出を予定するなどの、将来の財政支出を約束する行為。歳入歳出予算とともに予算の一部を構成する。	繰越明許費 将来負担比率
資金収支計算書	財務諸表の一つで、1年間の行政活動に伴う資金の流れを、業務活動収支、投資活動収支、財務活動収支の3つの区分に分けて表示したもの。	財務諸表
資金不足比率	公営企業の経営状況を判断する指標で、 資金不足比率(%) = 資金の不足額 / 事業の規模 × 100 により算出する。この比率が20%以上となった公営企業を経営する地方公共団体は、健全化法に基づく経営健全化計画を作成し、議会の議決を経て定めなければならない。本市では、下水道事業会計が資金不足比率の算出対象である。	公営企業会計 連結実質赤字比率
市債(地方債)	地方公共団体が財政上必要とする資金を外部から調達するために負担する債務で、その返済が一会計年度を越えて行われるもの。地方債を起こすことを起債といい、市債は市が起こす地方債で、いわゆる市の借金のことである。 市の歳出は、市債以外の歳入をもって賄うことが原則であるが、臨時突発的に多額の出費を余儀なくされる場合や、将来の住民にも経費を分担してもらおうことが公平である場合などには、市債を財源とすることができる。	依存財源 減債基金 公債費 将来負担比率 特定財源 猶予特例債 臨時財政対策債
自主財源	地方公共団体が自主的に収入しうる財源。主なものは、市税、分担金及び負担金、使用料、手数料、財産収入、寄附金。収入に占める割合が高いほど行政活動の自主性、安定性が確保できるもの。	依存財源
市町村総合交付金	東京都が予算の範囲内において、市町村が実施する各種施策に要する経費の財源補完を通じて、市町村の経営努力を促進し、自主性・自立性の向上に資するとともに、地域の振興を図り、市町村の行政水準の向上と住民福祉の増進を図るため、交付するもの。	特定財源
実質赤字比率	健全化判断比率の一つで、一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率であり、財政運営の悪化の度合いを示す指標とされる。	標準財政規模 連結実質赤字比率
実質公債費比率	健全化判断比率の一つで、一般会計等が負担する実質的な公債費に費やした一般財源の額が、標準財政規模を基本とした額()に占める割合を表す比率。地方債の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示す指標とされる。 標準財政規模から元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を控除した額	基準財政需要額 公債費 公債費負担比率 標準財政規模
実質収支	形式収支から、繰越明許費などに係る翌年度に繰り越すべき財源を差し引いたもの。	繰越明許費 形式収支 実質単年度収支 単年度収支

用 語	説 明	関連用語
さ 実質単年度収支	単年度収支から、実質的な黒字要素（財政調整基金の積立など）を加え、赤字要素（財政調整基金の取崩しなど）を差し引いた額。これらの黒字及び赤字要素が、当該年度に措置されなかった場合、単年度収支がどうなったかをみるもの。	財政調整基金 実質収支 単年度収支
純資産変動計算書	財務諸表の一つで、貸借対照表の「純資産」に計上されている数値が1年間でのどのように変動したかを表したもの。資産を形成する財源となる国・都支出金などと、行政コスト計算書で算出された本年度の収支差額が計上されることにより、1年間の純資産総額の変動が表される。	行政コスト計算書 財務諸表 貸借対照表
将来負担比率	健全化判断比率の一つで、一般会計等の将来負担すべき実質的な負債（市債残高や公債費に準ずる債務負担行為に基づく支出予定額等）から基金残高などを差し引いた額の標準財政規模に対する割合。	債務負担行為 市債(地方債)
性質別分類	歳出を経済的性質によって、人件費、物件費、維持補修費、扶助費、補助費等、普通建設事業費、災害復旧事業費、公債費、積立金、投資及び出資金、貸付金、繰出金及び前年度繰上充用金に分類すること。	公債費 投資的経費 扶助費 目的別分類
た 貸借対照表	財務諸表の一つで、会計年度末時点における財政状態を表すもの。地方公共団体がどのような資産・負債を保有しているのかと、その資産がどのような財源で賄われているのかが、対照表示される。	財務諸表 純資産変動計算書
単式簿記	一つの取引について、現金の収入・支出として一面的に記録していく簿記の手法。現金以外の資産・負債の情報や、事業の損益を把握しにくいというデメリットがある。	複式簿記
単年度収支	当該年度の実質収支から、前年度の実質収支を差し引いた額。単年度収支と実質収支を用いることで、次のことが分析できる。 単年度収支が黒字で、 ・前年度の実質収支が黒字のとき・・・当該年度に新たな剰余を生じた ・前年度の実質収支が赤字のとき・・・過去の赤字を解消した 単年度収支が赤字で、 ・前年度の実質収支が黒字のとき・・・過去の剰余金を使った ・前年度の実質収支が赤字のとき・・・赤字額がさらに増加した	実質収支 実質単年度収支
地方交付税	地方公共団体の自主性を損なわずに、地方財源の均衡化を図り、かつ必要な財源を保障するために、国税のうち所得税、法人税、酒税、消費税の一定割合及び地方法人税の全額を、国が地方公共団体に対して再配分するもの。地方交付税には、一定の算式により交付される普通交付税と災害等特別の財政事情に応じて交付される特別交付税がある。	基準財政収入額 基準財政需要額 財政力指数 地方財政計画 標準財政規模 臨時財政対策債
地方財政計画	地方交付税法に基づき、毎年度内閣が作成し、国会に提出するもので、地方公共団体における翌年度の歳入歳出総額の見込みを示したもの。この計画は、地方交付税の配分を決めるときの基礎的な資料となる。	地方交付税
地方財政状況調査	総務省が地方公共団体の前年度の決算を普通会計で分析することにより、各地方公共団体が予算執行を通じてどのような財政運営を行ったかを把握するもの。「決算統計」とも言われている。 主に性質別決算、目的別決算、投資的経費の状況、職員数、職員給、経常収支比率などの指標について、全国すべての地方公共団体を対象に調査を行い、約1,700の地方公共団体の決算を比較するための基礎資料になる。	経常収支比率 投資的経費 普通会計
地方譲与税	課税の便宜上などの理由から国税として徴収し、一定の基準により地方に配分される税。本市には、地方揮発油譲与税、自動車重量譲与税、地方道路譲与税、森林環境譲与税が配分されている。 国が国税として徴収したものを地方に配分するという意味では地方交付税も同意義だが、財源が不足している団体へのみ交付する普通交付税とは異なり、地方譲与税は、一律に客観的基準によって配分される。	依存財源 一般財源 地方交付税
地方特例交付金	個人住民税における住宅借入金等特別税額控除の実施及び生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充に伴う地方公共団体の減収を補填するために交付されるもの。	依存財源
中核市	政令指定都市以外の都市で社会的実態として規模能力が比較的大きな都市について、その事務権限を強化し、できる限り住民の身近で行政を行うことができるようにした都市制度。 中核市としての要件は、人口20万人以上の市（平成27年（2015年）4月1日以降）である。	類似団体

用 語	説 明	関連用語
た 投資的経費	道路、橋りょう、公園、学校、公営住宅の建設など社会資本の整備に要する経費。普通建設事業費、災害復旧事業費及び失業対策事業費からなっている。	性質別分類
特定財源	一般財源に対し、その用途が特定されているもの。主なものは、国・都支出金、使用料、手数料、市債。	一般財源 市債(地方債) 市町村総合交付金
特別会計	一般会計に対して、特定の歳入歳出を一般の歳入歳出と区別して処理するための会計。本市では、国民健康保険事業、後期高齢者医療、介護保険、母子・父子福祉資金、土地取得事業、駐車場事業、借入金管理、給与及び公共料金の8つの特別会計を設けている。	一般会計 公営企業会計 普通会計
は 標準財政規模	地方公共団体の一般財源の標準的な大きさを示すもの。標準税収入額等に地方交付税や臨時財政対策債の発行可能額等を加えた額。	地方交付税 標準税収入額 臨時財政対策債
標準税収入額	地方税法に定める普通税（住民税、固定資産税など）及び目的税（事業所税など）について、標準税率で算定した収入見込額。	基準財政収入額 地方交付税 標準財政規模
複式簿記	一つの取引について、それを原因と結果の両方から捉え、二面的に記録していく簿記の手法。現金の収支に関わらず、資産の移動や収益、費用の発生に基づき記録していくため、資産の動きや損益を把握することができる。	単式簿記
扶助費	社会保障制度の一環として現金又は物品等の別を問わず、被扶助者に対して支給されるもの。生活保護法、児童福祉法等に基づくもののほか、地方公共団体単独の施策として行う各種扶助の経費も含まれる。	義務的経費 性質別分類
普通会計	各地方公共団体の多様な会計範囲を比較・掌握するため、総務省が定めた統一基準により全地方公共団体が用いる、地方財政統計上の会計区分。本市においては、一般会計、母子・父子福祉資金特別会計、土地取得事業特別会計、借入金管理特別会計及び後期高齢者医療特別会計の市単独事業費を対象に各決算額を合算し、重複額の控除などの諸計算及び費目の移し替えなどを行って作成している。	一般会計 公営企業会計 地方財政状況調査 特別会計
ま 目的別分類	歳出をその行政目的によって、議会費、総務費、民生費、衛生費、労働費、農林業費、商工費、土木費、消防費、教育費、災害復旧費、公債費、諸支出金及び予備費に分類する。	性質別分類
や 猶予特例債	新型コロナウイルス感染拡大防止のための措置に起因して、地方税法に基づく地方税の徴収猶予に伴い生じる一時的な減収に対応するため創設された地方債。対象額は地方税法に基づく徴収猶予の特例制度による年度を超えた徴収猶予相当額で、建設事業債以外にも充当できる特例債。	市債(地方債)
ら ラスパイレス指数	市（地方公務員）の給与水準を、国（国家公務員）の給与水準と比較するため、国の平均給料月額を100として表す統計上の指数。	
臨時財政対策債	地方一般財源の不足に対応するため、投資的経費以外の経費にも充てられる地方財政法第5条の特例として発行できる地方債。元利償還金については、後年度に全額交付税措置されるため、交付税の代替的なものとされており、平成13年度（2001年度）から措置が講じられている。	経常収支比率 市債(地方債) 地方交付税 標準財政規模
類似団体	全市区町村を指定都市、中核市、施行時特例市、特別区、その他の一般市、町村に区分し、その他の一般市と町村は、国勢調査人口と産業構造により細分化したものの。本市は平成27年度（2015年度）以降、中核市の分類になった。	中核市
連結実質赤字比率	健全化判断比率の一つで、全会計を対象とした実質赤字額及び資金の不足額の標準財政規模に対する比率。全ての会計の赤字・黒字の要素を連結し、当該地方公共団体の実質的な資金不足の状況を示す指標。	資金不足比率 実質赤字比率

『関連用語』は、該当の用語と関連のある主なものを掲載しています。